

富山県警察術科訓練推進要綱の制定について（例規通達）

近年、警察官に対する公務執行妨害罪の発生が依然として高い水準にあるほか、公共の場所における無差別殺傷事件の発生も懸念されるなど警察官を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

このような中、術科訓練の更なる推進を図るため、新たに「術科等総合管理システム」を導入したことに伴い、別添「富山県警察術科訓練推進要綱」を制定し、平成22年2月1日から施行することとしたので、各所属にあつては、効果的な運用に努め、もって術科技能の向上を図られたい。

なお、富山県警察の術科訓練推進要綱の制定について（昭和44年2月7日付け富教第62号）及び富山県警察術科訓練単位取得要綱の制定について（平成8年12月13日付け富教第845号）は廃止する。

別添

富山県警察術科訓練推進要綱

第1 目的

この要綱は、富山県警察の柔道、剣道及び逮捕術の訓練を積極的かつ効果的に推進するとともに、訓練実施状況を正確に把握・管理し、警察官一人ひとりの気力、体力及び技能の向上を図り、もって旺盛な使命感と執行力を有する警察官を育成することを目的とする。

なお、けん銃及び救急法の訓練推進要綱は別に定める。

第2 訓練実施責任者

警察本部長は、警察本部の課、室、隊、所、センター及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長を訓練実施責任者に指定するものとする。

訓練実施責任者は、所属の警察官に対し、術科訓練が職務の一環であることを認識させるとともに、術科技能の普遍的な向上を図るため、この要綱に定める訓練のほか、あらゆる機会を利用して十分な訓練が行われるように配意しなければならない。

第3 訓練推進責任者

訓練実施責任者は、所属の次席、副隊長、副所長、副センター長及び副校長並びに副署長又は次長の職にある者を訓練推進責任者に指定するものとする。

訓練推進責任者は、訓練実施責任者を補佐し、次の措置をとるものとする。

- 1 所属警察官の一人ひとりの勤務状況、健康状態等を把握し、無理のない訓練の推進に配意するとともに、計画的な訓練に努める。
- 2 訓練ごとの出欠状況を術科等訓練日誌（別記様式）に記録するなど、訓練出欠状況について厳正公平な管理を行う。
- 3 所属警察官に対して訓練への参加を勧奨するとともに、自らも参加して督励を行う。

第4 訓練の方法

1 訓練の種別

訓練の種別は、以下に掲げるものとし、訓練実施責任者は、所属の事情に応じて計画的な訓練に努めなければならない。

(1) 定例訓練

交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する警察官に対しては週1回以上、警察本部に勤務する警察官に対しては月2回以上の訓練日を訓練実施責任者が指定し、定例訓練として実施すること。

なお、訓練については、別添1「柔道訓練メニュー」及び別添2「剣道訓練メニュー」を参考とすること。

- (2) 寒稽古及び暑中稽古  
各々、年7日間以上実施すること。
- (3) 特別訓練  
各種術科大会及び術科監察の事前訓練のほか、訓練低調者に対する補充訓練等を実施すること。
- (4) その他の訓練  
朝礼時等のあらゆる機会を利用して、短時間逮捕術訓練等を実施すること。

2 巡回指導

教養課長は、寒稽古、暑中稽古その他必要に応じて、師範及び指導官を警察署等に巡回指導させ、術科技能の普遍的な向上に努めること。

第5 術科訓練単位取得

1 目的

術科訓練単位取得は、職務執行の基盤となる体力、気力の向上を図るため、単位取得目標を定めて、組織的、計画的に訓練を推進することを目的とする。

2 対象者

単位取得の対象者は、原則として警部以下の警察官とする。ただし、必要に応じ、訓練実施責任者の判断により、単位取得を免除することができるものとする。

3 単位取得数の目標

単位取得数の年間目標は、下表のとおりとする。

所 属 別	種 目	各 単 位 数	合 計 単 位
交通機動隊、高速道路 交通警察隊及び警察 署に勤務する警察官	柔 道	15 単位	30 単位
	剣 道		
	逮 捕 術	15 単位	
警察本部に勤務する 警察官	柔 道	8 単位	16 単位
	剣 道		
	逮 捕 術	8 単位	

※ 60分間の訓練を1単位とする。

4 評価

単位取得数は、昇任試験の現地試験の加点要素とし、また、各種警察術科の昇級検定及び昇段審査の資料として活用するものとする。

5 術科等総合管理システムによる管理

訓練実施責任者は、術科の訓練結果を術科等総合管理システム（以下「システム」という。）により管理するものとする。

訓練推進責任者は、警察学校入校中の術科訓練等についても確実に報告させ、所属警察官各人の訓練実施状況を、漏れのないようシステムに入力するとともに、システムを最大限活用し訓練低調者の把握に努め、訓練低調理由及び改善方策について検討し、訓練出席率の向上に努めなければならない。



別添1

柔道訓練メニュー

項 目		内 容
1	準 備 運 動	○体操 ○ストレッチ
2	補 強 運 動	○腕立て伏せ ○腹筋 ○背筋 <b>【参考】</b> ○立技の補助運動 足払、大外刈、背負投、内股等、移動しながらの単独動作 ○寝技の補強運動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あお向きの姿勢から前進、後退</li> <li>・ 脇をしめての前進</li> <li>・ 脚を回し、伸ばす</li> </ul>
3	補 助 運 動	○前転・開脚前転 ○後転・開脚後転・側転
4	受 身	○前回り受身・後受身・横受身
5	打 込	○受取（10本×10回）又は5分間 <b>【参考】</b> 移動打込・引出し打込・追込み打込 単独打込
6	自 由 練 習	◎立技（4分間×5回） ◎寝技（3分間×3回）
7	整 理 運 動	○体操

※ このメニューは基本であり、○印は全員で実施し、◎印については年齢、体力等を考慮して実施すること。

別添2

剣道訓練メニュー

項 目		内 容
1	準 備 運 動	○体操 ○ストレッチ
2	素 振 り	○上下振り ○前進 ○前進後退 ○左右 ○跳躍
3	基 本 動 作	○正面打ち ○左右面打ち ○小手打ち ○胴打ち ○諸手突き ○切り返し ○約束稽古
4	応 用 動 作	○しかけていく技 (一本打ちの技・払い技・二、三段の技・出ばな技・引き技) ○応じていく技 (すり上げ技・返し技・打ち落とし技・抜き技)
5	稽 古	◎打ち込み稽古 ◎互角稽古 ◎掛り稽古
6	整 理 運 動	○体操 ○歩行

※ このメニューは基本であり、○印は全員で実施し、◎印については年齢、体力等を考慮して実施すること。